

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 外商投資企業から内資企業への変更に伴う影響について

グループ戦略の一環として、中国企業の持分を現地企業へ譲渡する案件が見受けられます。このような再編に伴い中国企業が外商投資企業から内資企業へ変更することで、実務上どのような影響が考えられるでしょうか。今月のニュースレターでは、このような変更が、これまで行ってきた外債¹による資金調達、保税貿易、優遇税制等に及ぼす影響を解説します。

1. ある再編事例

日本において製造業を営むA社は、中国において来料加工を行う子会社B社の持分を100%保有しています。グループ戦略の一環としてB社に対する出資割合を減少させることを検討した結果、中国に所在するC社へB社の持分を85%売却することとしました。

2. 再編時に生ずる問題点

(1) 外債による資金調達への影響

外商投資企業²が、外債によって資金調達を行う場合には、審査認可部門が認可したプロジェクトの投資総額³から登録資本金⁴を控除した残額（いわゆる「投注差」）の範囲内であれば、必要に応じて海外から資金の借入れを受けることができます。

事例のような、外商投資企業から内資企業への変更が行われると、「投注差」の範囲内の資金調達であっても、新規の外債による資金調達が不可能となります。なぜなら、このような資金調達が自由でできたのは、外商投資企業に対して特別に認められていた政策的措置だからです。ただし、外商投資企業の時期に行った外債の返済までは求められません。

(2) 保税貿易への影響

来料加工を行っていたB社は、原材料の通関時に税関へ輸入材料の数量や金額等を通関手冊に記録したうえで、保税輸入の恩恵を受けてきましたが、外商投資企業から内資企業への変更により、新たな通関手冊の申請が求められます。

これに伴い、従来の通関手冊に残っている未消し込みの原材料については、保税扱いを受けた関税及び増値税を納付しなければなりません。

(3) 優遇税制の取消

「二免三減」⁵制度は、外商投資企業に与えられてきた特別な企業所得税の優遇措置です。B社が同制度の適用を受けているとすれば、今回の内資企業への変更が、同制度の適用開始後10年未満の期間内に実行された場合には遡って税金の納付が求められます。

また、奨励類企業⁶の輸入設備の関税免除等の優遇を受けていた場合で、内資企業へ変更した際にも遡って税金の納付が求められます。

¹ 中国法人が非居住者から借入れた外債建ての債務を指します。

² 中国国内に設立された中外合弁企業、中外合作経営企業及び独資企業を指します。

³ 生産規模に応じた投入予定額資本の総額であり、株主出資以外に借入金など将来調達する資金も含まれます。

⁴ 株主が払い込む予定の資本金額を意味し、日本の資本金と同義です。

⁵ 経営期間が10年以上の生産型企業に対して、繰越欠損金が控除されたあと利益が出た1年目と2年目は企業所得税免除、3年目から5年目は企業所得税が半減される制度です。

⁶ 「外商投資産業指導目録」で定められた奨励業種に属する企業を指します。



Grant Thornton

An instinct for growth™

3. 問題点が生ずる制度的背景

(1) 外商投資企業と内資企業の審査機関・根拠法令が異なること

外商投資企業設立には国务院の商務部または各地方人民政府の主管商務部門の審査が必要であり、根拠法は公司法の他に、中外合弁企業法・中外合作経営企業法・外資企業法及びそれらの実施細則等の関連規定が適用されます。

(2) 外商投資企業の株主変更では商務機関等への申請・認可が必要なこと

外商投資企業が株主変更をする際は、所轄商務機関に株主変更を申請し、許可を得る必要があります。さらに、許可取得日から30日以内に、工商行政管理局、税務局、外貨管理局等に変更登記を行わなければならない（中華人民共和国外資企業法第10条、外商投資企業投資者の出資変更に関する若干規定第19条）。

当該申請手続きには出資譲渡を決議した日から営業許可書の取得まで45~60営業日を要します。その後の税務局や外貨管理局などの変更登記の所要期間は約30営業日となります。

お見逃しなく！

非居住者企業である日本法人が中国子会社の持分を譲渡することにより生じた譲渡益は中国国内源泉所得とされ、中国で10%の税率で企業所得税が課税されることにも留意が必要です（日中租税条約第13条4項）。